

寒川町告示38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）第57条の3第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

1 指定納付受託者の名称及び所在地

SBペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者に納付させる歳入

LINE管理システムを利用して納付される手数料、郵送料及び使用料等

3 指定日

令和6年3月29日

4 指定納付受託者を指定した期間

令和6年3月29日から期間満了の日まで